

令和5年度  
枚方市議会 議会改革懇話会

報 告 書

令和6年（2024年）4月15日

## 目 次

はじめに	1
検討項目 1 オンラインによる一般・代表質問の実施について	2
検討項目 2 予算・決算特別委員会の質疑順について	3
検討項目 3 先進都市研修の在り方について	3
検討項目 4 全会派が賛同する意見書の本会議における提案理由 説明者について	4
検討項目 5 議員の報酬削減について	5
検討項目 6 議場における議員発言時の写真撮影（事務局の役割） について	6
検討項目 7 本会議における議案に対する表決態度の中継について	7
検討項目 8 議員の住所（電話番号）などの公開内容について	9
検討項目 9 委員協議会の中継について	10
検討項目 10 一般質問の残時間表示について	11
おわりに	12
開催状況	13
令和 5 年度枚方市議会議会改革懇話会名簿	15
令和 5 年度枚方市議会議会改革懇話会設置要領	16
添付資料	
検討項目 1 参考資料 新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の 開催方法に関する Q&A ついて（令和 5 年 2 月 7 日付総務省通知）	
検討項目 8 参考資料 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会に おける取組について（令和 5 年 9 月 15 日付総務省通知）	

## はじめに

枚方市議会では、この間、議会改革調査特別委員会や議会改革懇話会等を通して、都度、時代に即した議会改革課題全般に関わる検討テーマについて、機動的に、スピード感を持って協議、検討を進め、実施に移してきました。

昨今においては、オンラインを活用した委員会の導入に係る環境整備、議案書等のホームページへの掲載など、議会活動に係る機能や透明性の向上、より市民に身近で開かれた市議会をめざして、ますます精力的に取り組んでいるところ です。

一方で、地方議員に対するハラスメントに係る議論が高まりを見せる中、議員の個人情報 の公開に伴う問題点がクローズアップされ、また、本会議でのオンラインによる質問に関して国が新たな見解を示すなど、地方議会を取り巻く状況は日々変化しています。

こうした状況を受け、市議会議員選挙後における新たな議会構成の下、議会を取り巻く各種課題に取り組むため、議長の発案により令和5年度議会改革懇話会が設置されました。

今般、本懇話会において、各派代表者会議を経て正副議長から諮問された検討項目のうち、10件について協議を終えましたので、報告をさせていただくものです。

本報告中、検討項目1から4まで、及び6から8までの7件については、それぞれこの間、既に中間報告を行っていますが、本懇話会での検討結果をより迅速に実施に移していただく観点から簡素な形で取りまとめていたことも踏まえ、この最終報告書においては、改めて、各検討項目について、各委員から出された意見等も踏まえた協議結果を詳細に記載しています。

なお、議会改革懇話会の構成委員の在り方について、今後、設置する場合は、会派から選出すべきであるとする意見が出される一方で、多様な意見を取り入れる観点から、会派及び会から選出している現行の取扱いを維持すべきとの意見も出されましたことを、併せて申し添えます。

議長におかれましては、本最終報告の内容を参考にいただき、本市議会における今後の議会改革に生かしていただくようお願いいたします。

## 検討項目 1 オンラインによる一般・代表質問の実施について

本市議会では、この間、令和3年度議会改革懇話会の報告を踏まえ、オンラインによる委員会等の開催に係る規定を令和4年3月定例会議会において整備し、ウィズコロナやポストコロナの観点のほか、介護や育児等の事由も含めて、オンラインによる出席を可能とする環境整備を進めてきました。

一方、本会議については、地方自治法上、定足数や表決に係る「出席」とは現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法は認められていないとされています。こうした中、令和5年2月7日付の総務省通知において、「本会議への出席は、現に議場にいることと解されているため、議案に対する質疑・討論・採決については議員が議場で行う必要があるが、一般質問については、出席が困難な事情により、議場にはない欠席議員がオンラインによる方法で質問することは差し支えない」との見解が示されたことを踏まえ、本件について、本市議会における一般・代表質問の取扱いを検討してはどうかとの趣旨で、正副議長から懇話会に諮問されました。

懇話会での協議の結果、代表質問については、通告を出し直して同会派の他の議員と交代する運用で対応を図ることができることから、オンラインでは実施しないことで概ね意見が一致しました。

また、一般質問については、以下の内容でオンラインにより実施することで意見が一致しました。

1. 対象議員は、法律上「欠席議員」となる。
2. 会議録は、「オンライン」であることを明記し、通常どおり作成する（オンラインで質問した場合は欠席扱いとはなるが、会議録上、質問内容を掲載し、正式な記録として留保する）。
3. オンラインの要件は、現行の枚方市議会会議規則第2条に規定する「欠席」に係る要件（公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由及び出産）のとおりとする（「遅刻」については除外する）。
4. 申し出期限は、オンライン質問を希望する日の1日前（市の休日を除く）の正午までとする。
5. 質問の順番は、当初予定の順番どおりとする。
6. 質問場所は、議長が相当と認める場所とする。

また、本件の実施にあたっては、会議規則の改正等が必要となります。懇話会では、これら関係規定の整備について、各派代表者会議及び議会運営委員会での協議など、所定の手続きを取っていただくことについても確認しました。

なお、本会議場でデモンストレーションを行い、技術的な面については基本的にオンライン委員会と同様の対応で可能であること、また、オンラインでの一般質問が可能になったとしても、必ず行わなければならないといった風潮にならないよう留意することについても、併せて確認したので申し添えます。

## 検討項目 2 予算・決算特別委員会の質疑順について

本市議会の予算・決算特別委員会における委員の質疑順を決定する方法は、まず、希望する順番を申し出る順番を抽せんし、次に、引き当てた番号順に質疑の希望順番を申し出るという取扱いとしています。この取扱いについては、平成 30 年 3 月定例会月議会において予算特別委員会が設置された際に、それまで着席した場所の順番で、順次、質疑順の希望を申し出る取扱いであったものを、不公平感解消の観点から見直す協議がなされ、以降、本取扱いにより質疑順を決定しています。

こうした取扱いについて、令和 4 年 3 月の予算特別委員会の打合せ会において、予算・決算特別委員会の委員は、会派の構成人数に応じて選出されるため、質疑順についても会派構成人数に応じた順番としてはどうかとの提案がありましたが、本提案については議員の任期が終盤に差し掛かった中で次任期の議会に影響を及ぼす変更を実施に移すのではなく、検討課題としてしかるべき場で議論すべきとされていました。このような経過もあり、本懇話会で検討することが会派から提案されました。

懇話会での協議の結果、全員協議会における質疑順は抽せんで決定していること、会派構成人数順にすると、一般質問のように多人数会派の議員の質疑が終盤に連続することになってしまうことなどの意見があり、現行どおり、抽せんにより質疑順を決定する取扱いを変更する必要はないということで意見が一致しました。

## 検討項目 3 先進都市研修の在り方について

本市議会では、例年、各常任委員会において、所管する事務の審査または調査のための視察及び研修手法について確認し、年に一度、宿泊を伴う先進都市研修を実施していましたが、令和 2 年度から令和 4 年度までの間、新型コロナウイルス感染防止等の観点から、実施を見送ってきました。

本項目は、先進都市研修の実施を見送ってきたこの 3 年間において、行政が

立ち後れる等の不都合はなかったことから、宿泊を伴う研修の必要性や、現地に赴くことなくオンラインによる視察が可能な今般の状況を踏まえ、今後の先進都市研修の在り方について検討すべきであるとして会派より提案されました。

懇話会における協議では、先進都市研修における現地視察について、実際に現地において視察内容を見聞することで得られることが多いこと、オンラインによる視察では相手市から良い面のみを説明される場合もあることなどを踏まえ、現行どおり現地視察を実施することでよいとする意見が大勢となりました。

一方で、実際に先進都市研修を実施することによる費用対効果を踏まえて議会費の観点から議論すべきとの意見が出されましたが、本懇話会の検討項目としては、先進都市研修の実施手法を議論するものであり、議会費と併せた議論はすべきでないとの意見が大勢となりました。

これらの議論を踏まえ、本項目については、今後も現行どおり各委員会で視察及び研修手法を決定し、実施していくことで概ね意見が一致しました。あわせて、先進都市研修の在り方については、継続して検討していくべきことも確認しましたので、申し添えます。

#### **検討項目 4 全会派が賛同する意見書の本会議における提案理由説明者について**

本市議会では、全会派が賛同する意見書等の議会提出議案（以下、「意見書」といいます。）の本会議での提案理由説明については、議会運営委員会の副委員長が行うことが慣例となっています。

本市議会の議会運営委員会は、平成 13 年 6 月に枚方市議会委員会条例に規定されるまでは法定の委員会ではなく、規程により設置された事実上の協議機関であり、委員長及び副委員長は、議長及び副議長が兼任していたため、本会議における意見書の提案理由説明については、議長である議会運営委員長が行い得ず、副委員長が行うという取扱いでした。以上の取扱いが、議会運営委員会が法定の委員会となった平成 13 年 6 月以降においても慣例として続いてきたという経過があります。

こうした慣例に対し、令和 4 年 9 月の議会運営委員会で、本会議での意見書の提案理由説明は議会運営委員長が行ってはどうかとの提案がなされましたが、議員任期の最終年でもあり、任期中は従来どおり取扱うこととし、協議内容を議長に申し送ることとされました。本件は、こうした経過を踏まえ、改めて、本懇話会で検討してはどうかと会派から提案されました。

懇話会における協議では、以下のような意見が出されました。

- ・現行どおり副委員長が提案理由説明を行う取扱いで問題はない。
- ・令和4年9月の議会運営委員会で提案がなされた際の議論で完結しているとの認識であり、現行の取扱いを変更する必要はない。
- ・議会運営委員会は、議長及び副議長とは別に委員長及び副委員長が選任される独立した委員会であり、委員長が提案理由説明を行うことに妥当性があるのではないか。

以上のとおり、現行の取扱いで問題ないとする意見と、委員長による提案理由説明が妥当とする意見に二分され、協議を重ねた結果、懇話会としての一致した結論を見出すには至りませんでした。

#### 検討項目5 議員の報酬削減について

本市議会の議員報酬については、平成16年6月に69万円から66万9,000円へと、3%減額する条例改正を行いました（同年8月に特別職報酬等審議会が議会の決定に委ね追認）。その後、市議会議員の議員報酬に関する特別措置条例を改正し、平成24年4月からは、期限の定めのない「当面の間」の暫定措置として、さらに6%の削減を行いました。

ただし、あくまでも暫定措置であったことから、令和元年度議会改革懇話会で改めて協議が行われ、その結果、具体的な期限を設けず暫定措置を継続することは適当でないとの意見が大勢となり、その時点の議員任期の末日である令和5年4月30日までの措置にすべきとの意見で一致し、同年5月から、議員報酬月額62万8,800円から条例規定額66万9,000円に改定され、今日に至っています。

こうした中、本項目は、議員自らの身を切る改革として、議員報酬を条例規定額である66万9,000円から、提案会派の公約である20%を削減することについて、同会派から提案されました。

懇話会における協議では、提案会派の公約を理由とする報酬削減に賛同する意見はなく、提案会派からは、議員報酬削減理由の整理と様々な社会経済情勢の調査を行い、改めて懇話会で説明したい旨の提案がなされました。

その後、提案会派より、賃金は伸びているものの、物価の上昇に追いついていない現下の社会経済情勢を踏まえ、今任期においても議員報酬削減について一定の措置を取るべきとの趣旨で、議員報酬を現行より削減することが改めて提案されました。

懇話会における協議では、最低賃金の引上げが行われ、また本市の税収も増加している状況にあり、議員報酬を削減する合理的な理由が見出せない

という意見や、議員報酬の引下げが本当に議会改革になるのか今一度議論が必要であるという意見、引き続き今後の社会経済情勢を注視すべきであるとの意見も出されました。加えて、委員の共通認識となり得る具体的な削減割合が提案会派から示されない中で議論を継続していくのは難しいとする意見もありました。

こうした様々な議論が交わされましたが、協議の結果、懇話会として一致した意見を見出すには至りませんでした。

しかしながら、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被害が甚大であること、また、過去にも、災害が発生した際等に暫定措置として議員報酬の削減を行ってきた例があることを踏まえ、本市議会として報酬の削減をどのように取り扱うかについて、改めて協議を行いました。

こちらの協議についても、一定削減するべきといった意見が出た一方で、報酬の削減については慎重に進めるべきといった意見、実際に報酬の削減を行った災害のときとは異なる状況であるといった意見もあり、懇話会として一致した意見を見出すに至りませんでした。

なお、本項目に係る協議において、委員から、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の議員報酬、また、正副議長の議員報酬について、各役職に応じた加算を取りやめることについて議論すべきとの提起がなされましたが、懇話会では、まず、会派から提案がなされた検討項目5の議員の報酬削減に係る協議を進めることを確認しました。また、その後、正副委員長及び正副議長の加算の取りやめについては、議題として取り扱わない旨を改めて確認したことを申し添えます。

## 検討項目6 議場における議員発言時の写真撮影（事務局の役割）について

本市議会では、従前から、本会議及び予算・決算特別委員会の発言時や委員協議会などにおいて、議員が写真を希望する場合は、その依頼に応じて事務局職員が撮影し、当該議員にデータを提供してきました。

また、近年、各議員が自らの議員活動をSNSで発信することが盛んになり、議員から事務局職員への写真撮影依頼が増加する状況にあったことも踏まえ、これら写真撮影に係る一定のルールとして、令和3年6月11日付議長決裁にて「会議における議員の写真撮影に関するガイドライン」が策定され、その運用が図られてきたところです。

本項目は、この状況について、議員個人のSNSによる発信等のために事務局職員が写真撮影することは議会の広報活動に当たらないのではないかと、写真の使用目的が政務活動ということであれば事務局職員による写真撮影は公務とは



言えず、同職員の不適正使用にもつながるので即刻中止すべきはないかといった趣旨で会派から提案されました。

事務局職員による写真撮影は、市議会事務局処務規程第5条に定める議事調査課の事務分掌「議会の広報活動に関すること」を根拠に「公務」として行っているものとなります。現在、枚方市議会報は、一般・代表質問の記事に議員の顔写真を掲載しており、そのために事務局職員が行う撮影は、当然に「公務」として位置付けられるところです。一方で、これら以外の議員のSNSによる発信等を目的とした写真を事務局職員が撮影することについては、事務局からも、「本件撮影が議員の政務活動に含まれるとすれば、一般論として、議会の広報活動という公務として撮影を行っているとは説明し難い」との説明がなされました。

以上の点も踏まえ、懇話会における協議では、議員個人の活動に使用する写真について、事務局職員が写真撮影することを中止すべきといった観点から、以下のような意見が出されました。

- ・議案審議等における写真撮影は、現行の市議会事務局処務規程に含まれているとは言えず、住民監査請求の対象となる可能性がある。
- ・事務局職員の負担を考慮すると、議案質疑等における議員個人の写真撮影は適当でない。

また、一方で、「公務」に照らして、議案質疑等における議員個人の写真撮影を捉え直す観点からは、以下のような意見が出されました。

- ・議案質疑や委員会においても、議会の記録のため、また、議会の広報活動のために写真を撮影すべきという考え方もある。
- ・議会広報活動のために、議案審議等の写真撮影を行っている自治体もある中で、本市議会も議会広報活動のためにそれらの写真を撮影することについて、今後、議会広報委員会等で議論すべきではないか。

こうした議論を重ねる中で、本項目については、事務局職員が議員個人の活動に使用する写真を撮影することは適当でないということで概ね意見が一致しましたが、あわせて、議員個人の写真は議会広報としてどこまで必要なのかといった観点から議会広報委員会で議論いただきたいとの結論となりました。

## 検討項目7 本会議における議案に対する表決態度の中継について

本市議会では、平成23年第2回定例会から一般質問・代表質問の録画配信を、また、平成29年9月定例会からは、これに加え、議案審議等の録画

配信及び全ての本会議のライブ配信を行っています。

これら配信において、議案の表決に際しては議席を映さず、議長席を映す取扱いとしていることに関し、府内中核市7市中、本市を含む2市だけが表決態度を中継していないこと（本市以外の1市はカメラ設備のハード上の問題から中継していない）、傍聴人は表決態度を直接見ることができることや、枚方市議会基本条例第19条以降に規定する市民等への情報の公開・共有に努める趣旨などを踏まえ、本市議会において表決態度を中継してはどうかと、会派から提案されました。

議案の表決、とりわけ起立による表決については、起立した瞬間の把握により「起立者の多少」を認定するものであるため、起立者の人数を数える必要も義務もなく、したがって、起立者（賛成者）の数を公表する必要も義務もない（賛成者の数を公表するには投票によることとなる）ものとなります。

こうした考えから、この間、表決態度の中継は行ってこなかったものの、その一方で、議会情報の積極的な発信の観点から、枚方市議会報第275号（平成23年12月1日号）からは、会派ごとの賛否の状況を掲載している状況もあります（意見書・決議を除く）。

懇話会における協議では、議席を映すに際して傍聴者の顔が映り込まないような配慮が必要である点や、表決の都度カメラを切り替えることに伴う事務局職員のカメラ操作が煩雑にならないかといった点、また、市議会報には会派ごとの賛否の状況を掲載しているものの、意見書、決議については掲載していない状況であり、表決態度を中継する際にどのように取り扱うかといった点について、意見が出されました。

これらの点について、本会議場でのデモンストレーションを経て、現状のカメラ設備で議席全体を映すことが可能であること、その際、傍聴人が映り込まないような画角調整が可能であること、カメラの位置をプリセットしておくことで事務局職員がボタン一つでスムーズに画面の切り替え操作ができることを確認するとともに、市議会報に掲載している会派ごとの賛否との整合の点については本件とは別物として捉えることを確認し、表決態度の中継を行うことについて、懇話会としての意見が一致しました。

**参考**（本会議審議風景の中継について）

中核市60市のうち回答のあった52市の状況（令和5年9月25日付調査）

①中継を行う自治体	51市
②市長提出議案について表決態度を配信している自治体	45市
③議員提出議案（意見書含む）について表決態度を配信している自治体	45市
③のうち全会派賛成の意見書のみ上程する自治体	7市

## 検討項目 8 議員の住所（電話番号）などの公開内容について

本市議会では、他の多くの地方議会と同様、各議員の住所及び電話番号について、長年にわたり公開してきました。

そもそも市議会議員は、直接選挙によって選ばれた市民全体の代表者として、議会活動を通じて市民の意思を市政に反映する役割を担っています。よって、様々な状況に置かれながら、議員への相談を検討している市民等にとって、連絡先となる住所や電話番号が公開されていることは、一定の意義があることと言えます。

しかし一方で、個人情報である住所や電話番号が常時公開されていることに伴い、様々な懸念が発生している側面は否定できません。

一例を挙げると、内閣府男女共同参画局が令和2年度に実施した地方議員等に対するハラスメントに関する調査では、「議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からいずれかのハラスメントを受けた」と回答した者は42.3%に上り、つきまといなどの被害があることが報告されています。

本項目は、こうした状況に加え、市民から各議員への連絡について、今日ではSNSやホームページといった手段もあることから、例えば、住所については町名までの公開とし、電話番号については公開しない取扱いとすることなどを検討してはどうかという趣旨で、会派から提案されました。

さらに、懇話会における協議を進める中、令和5年9月15日付で、総務省から「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」、通知が出されました。同通知においては、「各議会において、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるための環境整備や議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を行う必要性」を指摘する第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、「議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすることなど」といった事項について、各議会において配慮すべきであることが示されています。

懇話会では、議員が置かれた公人という立場を踏まえ、電話番号は公開すべきであるといった意見が出される一方、住所や電話番号の公開に伴い議員が被る不利益に着目し、これらの公開範囲を議員個人の判断に委ねるべきであるといった意見が出され、協議の結果、議員の住所、電話番号などの公開内容につ

いて、全体ではなく一部の公表とすることを選択できる取扱いとするということで、概ね意見が一致しました。

なお、一部の公表をどこまで行うかについては、各派代表者会議において協議いただきたいとの結論となりました。

## 検討項目 9 委員協議会の中継について

本市議会の全員協議会、各委員協議会は、枚方市議会全員協議会及び委員協議会規程に規定する、法的手続によらない事実上の協議機関です。いずれも、本会議や常任委員会等と同様、枚方市議会基本条例第 20 条において原則公開、傍聴可能な会議として規定しているところです。

このうち、全員協議会については、その都度、議会運営委員会において、記録を作成することが確認、決定されており、本会議に準じ協議状況をライブ配信することを例としています。一方、総務・教育子育て・市民福祉・建設環境の各委員協議会は、会議録を作成しない、議員と理事者が自由闊達な議論を行う場として運営がなされているところです。

本項目は、こうした状況について、各委員協議会は次期定例月議会に提出を予定される議案との関連によらず、行政各般の取組に係る案件が提出される場であり、議員から質疑がなされることで市民の市政に対する理解が進む側面もあることから、市民参画を進めるために情報共有をさらに図っていく観点も踏まえ、より広い公開方法とすべきではないか、また、その手法として、各委員協議会の協議状況のライブ配信や、録音音声の市議会ホームページへの掲載を行ってはどうかといった趣旨で会派から提案されました。

懇話会での協議において、提案会派からは、傍聴に来ることができない方がおられる中で、DX の観点も踏まえ、例えば家に居ても傍聴できるような環境整備が必要ではないかとの意見が出されました。

一方で、多くの会派から、以下の趣旨の意見が出されました。

- ・委員協議会は会議録を作成しない、フランクに議論を行う場であり、配信を行うことは自由闊達なやり取りに制限をかけることにはないか。
- ・委員協議会の内容は SNS 等でも各議員の解釈で発信している状況もあり、現状が好ましいのではないか。
- ・現状において常任・特別委員会に係る中継もしていない中で、委員協議会の中継や録音音声配信するのはどうなのか。
- ・市民参画を進めるための手法としては、別途考えていくべきではないか。

以上の意見を踏まえ、懇話会として、現行の運用方法を継続することで、概ね意見が一致しました。

なお、本件に関わって、委員協議会は議員、理事者がフランクにやり取りする場と言いつつ答弁調整がなされている場面も見受けられるが、答弁調整は不要であるとの意見があったことも付記します。

#### 検討項目 10 一般質問の残時間表示について

本市議会の一般質問の持ち時間は、平成 25 年 3 月 6 日議会運営委員会申合せにより、答弁を含めて 1 人当たり 30 分とされています。また、1 人当たり 30 分を会派人数で乗じた時間を会派の持ち時間とし、所属議員間における譲り合いを可能とする取扱いとしています。

時間の計測は、議場内にいる事務局職員がストップウォッチで行っており、演壇での第一声から計測を開始し、1 回目の質問終了時に一旦停止、議員が発言席に移動した後、理事者が 1 回目の答弁を始めたところで再開し、以降は最後まで止めない運用とされています。また、会派内の最後の質問者及び無会派の質問者については、持ち時間が残り 1 分となった時点で、事務局職員が青色の札を掲げてお知らせし、以降、制限時間が過ぎた場合は、議長から当該質問議員に対し、質問をまとめていただくよう促す取扱いとされています。

本項目は、このような運用方法において、残時間表示を行っている他市の状況等を踏まえ、本市議会においても残時間表示を行ってはどうかとの趣旨で会派から提案されました。

また、提案の趣旨として、他の議員や傍聴者に明示する目的でなく、質問者が適切に経過時間を把握し、安心して質問に臨めるようにすること、また、令和 3 年度議会改革懇話会の議論を踏まえ、新たな機器の設置等を伴うことなく、なるべく低予算で実施することの 2 点を確認し、その対応案の一つとして、事務局職員からタブレットにあるストップウォッチアプリを画面共有アプリで共有する手法について説明がありました。

懇話会での協議の結果、質問者が希望した場合に、この手法にて質問者と事務局職員でタブレット画面を共有し、質問時間の表示を行うことで意見が一致しました。

あわせて、議場において安定稼働を行うためには、運用方法や技術面でさらに検討が必要であることから各派代表者会議及び議会運営委員会で協議いただきたいとの結論となりました。

## おわりに

本懇話会の協議結果は、以上のとおりです。

つきましては、令和5年度枚方市議会議会改革懇話会設置要領第2条の規定に基づき、議長に報告いたします。

今後さらに議論を深めなければならない検討項目もありますが、当懇話会においては、各委員の御協力のもと、臨機に、かつ、スピード感を持って対応し、諮問された多くの項目について、方向性を示すことができたのではないかと考えております。

議長におかれましては、この報告書の内容を各派代表者会議に提示していただき、さらなる議会改革の実施へとつなげていただくよう、改めてお願いいたします。

令和6年4月15日

令和5年度 枚方市議会 議会改革懇話会  
座 長 野 村 生 代

## 開 催 状 況

開催回	開催日	案 件 名
第 1 回	令和5年6月29日	1. 座長の互選 2. 検討項目について 3. 今後の懇話会の運営について
第 2 回	令和5年7月28日	1. 検討項目1 オンラインによる一般・代表質問の実施について 2. 検討項目2 予算・決算特別委員会の質疑順について 3. 検討項目3 先進都市研修の在り方について 4. 検討項目4 全会派が賛同する意見書の本会議における提案理由説明者について 5. 検討項目5 議員の報酬削減について
第 3 回	令和5年8月24日	1. 検討項目1 オンラインによる一般・代表質問の実施について 2. 検討項目3 先進都市研修の在り方について 3. 検討項目4 全会派が賛同する意見書の本会議における提案理由説明者について 4. 検討項目5 議員の報酬削減について 5. その他
第 4 回	令和5年9月27日	1. 検討項目1 オンラインによる一般・代表質問の実施について 2. 検討項目5 議員の報酬削減について 3. 検討項目6 議場における議員発言時の写真撮影（事務局の役割）について 4. 検討項目7 本会議における議案に対する表決態度の中継について 5. 検討項目8 議員の住所（電話番号）などの公開内容について 6. 中間報告書（素案）について

開催回	開催日	案 件 名
第 5 回	令和 5 年10月30日	1. 検討項目 1 オンラインによる一般・代表質問の実施について 2. 検討項目 5 議員の報酬削減について 3. 検討項目 6 議場における議員発言時の写真撮影（事務局の役割）について 4. 検討項目 8 議員の住所（電話番号）などの公開内容について 5. 中間報告書（素案）について
第 6 回	令和 5 年12月 4 日	1. 検討項目 1 オンラインによる一般・代表質問の実施について 2. 検討項目 5 議員の報酬削減について 3. 中間報告書（素案）について 4. その他
第 7 回	令和 6 年 1 月15日	1. 検討項目 5 議員の報酬削減について 2. 検討項目 9 委員協議会の中継について 3. 中間報告書（素案）について
第 8 回	令和 6 年 2 月20日	1. 検討項目 5 議員の報酬削減について 2. 検討項目 10 一般質問の残時間表示について 3. 最終報告書（素案）について
第 9 回	令和 6 年 3 月26日	1. 検討項目 10 一般質問の残時間表示について 2. 最終報告書（素案）について



令和5年度 枚方市議会 議会改革懇話会名簿

令和5年11月6日まで

(委員名は議席順)

職名	氏名	所属会派
座長	野村 生代	連合市民の会
委員	漆原 周義	自由民主党議員団
委員	松岡 ちひろ	日本共産党議員団
委員	門川 紘幸	大阪維新の会 枚方市議会議員団
委員	大地 正広	公明党議員団
委員	長友 克由	自由民主党枚方創政会

令和5年11月7日から

(委員名は議席順)

職名	氏名	所属会派
座長	野村 生代	連合市民の会
委員	長友 克由	自由民主党議員団
委員	松岡 ちひろ	日本共産党議員団
委員	門川 紘幸	大阪維新の会 枚方市議会議員団
委員	大地 正広	公明党議員団

※漆原周義議員（命を守る政治の会）は、懇話会委員を辞退。

## 令和5年度枚方市議会議会改革懇話会設置要領

令和5年6月23日制定

(設置)

第1条 枚方市議会（以下「議会」という。）の本会議及び委員会の運営方法の改善、議会活動の活性化の推進、その他ポストコロナ社会も踏まえた議会の改革に向けた取組を実施し、もって地方分権やICTの進展など今日的状況により即した議会を実現するため、令和5年度枚方市議会議会改革懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 懇話会は、議長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、並びにその結果を議長に報告する。

- (1) 議会の本会議及び委員会の運営方法の改善に関すること。
- (2) 議会活動の活性化の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会の改革に関し議長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員6人以内で構成する。

2 委員は、会派等の推薦に基づき議長が指名する。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、及び懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、出席委員中年長の委員が座長の職務を行う。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その運営は座長が行う。

- 2 懇話会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員がやむを得ず懇話会の会議に出席できないときは、その会派等に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

(関係者の出席要求)

第6条 懇話会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、委員以外の議員その他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議長の責務等)

第7条 議長は、第2条の規定により報告された内容について、各派代表者会議に提示するとともに、順次実施するよう努めるものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市議会事務局が担当する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、制定の日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の懇話会の会議は、議長が招集する。
- 3 この要領は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。

総行行第40号  
令和5年2月7日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の  
開催方法に関するQ&Aについて

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法については、これまで、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知)、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」(令和2年7月16日付け総行行第180号総務省自治行政局行政課長通知)及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&Aについて」(令和4年6月10日付け総行行第161号総務省自治行政局行政課長通知)を発出したところですが、今般、第33次地方制度調査会における議論等を踏まえ、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における 議会の開催方法に関するQ&A

令和5年2月7日

問	答
<p>1 本会議に出席が困難な事情を抱える議員がおり、欠席事由に該当する場合、議場に出席している議員数が定足数を満たしていれば、議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議において団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。</li> <li>○ 地方自治法第113条における本会議への「出席」は、現に議場にいることと解されているところ、議場に出席している議員数が同条に規定する定足数を満たしている場合は、会議を開くことができる。なお、議員が欠席する場合には、各団体の会議規則等に定められた手続をとることが必要となる。</li> <li>○ その上で、第116条第1項において、本会議における議事は「出席議員の過半数」で決することとされており、表決は議員が議場において行わなければならない。このため、表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議員が議場において行わなければならないと考えられる。したがって、これらに該当する発言を、欠席議員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で行うことはできないと考えられる。</li> <li>○ 他方、これらに該当せず、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、その形式に係る法律の定めはない。このような「質問」は、各団体の会議規則等に定められた手続に基づき行われるものであることから、ご質問のような場合に、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないと考えられる。</li> </ul>
<p>2 委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第109条第9項において、委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされており、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないと考えられる。</li> <li>○ 具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体において判断されるものであり、ご質問のような事由がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えないと考えられる。</li> </ul>

総行行第397号  
令和5年9月15日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

） 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた  
各議会における取組について

昨年12月、第33次地方制度調査会は、議会についての現状認識と課題を踏まえ「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(令和4年12月28日)を取りまとめました。

同答申は、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域社会のあり方を議論する議会の役割の重要性を踏まえ、各議会において、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるための環境整備や議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を行う必要性や、住民との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組の意義を指摘しています。

つきましては、同答申等も踏まえ、下記の事項にもご留意の上、各議会において、多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、格別のご配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしく願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 一 女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する観点から、会議規則において欠席事由として育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のための研修や相談体制の整備等を行うことなどが考えられること。

二 勤労者等が議会に参画しやすい環境を整備する等の観点から、地域の実情に応じて会議運営上の工夫を行うに当たって、夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用により柔軟に会議日程を設定する等の取組を参考とすることが考えられること。

三 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすることなども考えられること。

四 議会における取組の事例については、総務省ウェブサイト<sup>\*</sup>においても、例えば、議会活動に対する住民の関心を高める観点から、デジタル技術を活用した住民への情報発信の多様化・充実化の方策として、SNSを活用した議会情報の発信や議会上継の配信等の取組、また、住民が議会により積極的に参画する機会として、議会と住民が共同して政策づくりを行う取組や議会運営等に関して住民から広く意見・提言を聴取する場を設ける取組、女性や少年を対象とした模擬議会等の取組などを紹介しており、これらを参考とすることが考えられること。

※ [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/chihogikai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihogikai.html)

五 勤労者の議会議員選挙への立候補環境の整備に関しては、総務省において、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、各企業の自主的な取組として就業規則において立候補休暇制度を設けること等について経済団体に対して要請を行っていること。

六 財産区や一部事務組合等の議会を含む一部の議会の傍聴規則等において、「精神に異常があると認められる者」等の傍聴を認めない旨を規定している例があるとの指摘があるが、障害者に対し正当な理由なく、障害を理由として傍聴を禁止する旨を規定することは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項<sup>\*</sup>に違反すると考えられることから、規定の見直しを行うことが適当であること。

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 （略）